

お泊まりデイを安全に

神奈川県

公明が推進 注意事項を事業所に徹底



事業所に徹底した注意事項について担当職員(左端)から説明を受ける党神奈川県議団

神奈川県はこのほど、中核市の横須賀市を
と、宿泊サービスを提供する県内(横浜、川崎、相模原の3政令市)の提供に係る注意事項

「項」を徹底した。

日中に通所介護事業所で介護保険のデイサービスを高齢者が利用し、そのまま所に宿泊する「お泊まりデイサービス」が近年、都市部を中心に増えている。

利用者からは、家族の負担を減らせるなどの理由で宿泊サービスを求める声は少なくない。一方で、介護保険外で提供されるサービスであるため、全国一律の法的な基準がなく、自治体の行政指導の対象となっていない。こうした中で、川崎市では宿泊中に死亡事故が起きた事例も報告されて

いる。

これに対し、昨年12月の県議会厚生常任委員会会で公明党の谷口和史議員は、早急な実態調査を求めた上で、「例えばガイドラインのよいうなものを事業者に示し、事故が起きないようにつづることが必要ではないか」と訴えた。これを受けて県が調査した結果、宿泊サービスを実施している事業所は、3年前の1.7倍に当たる205カ所に増えていることが判明。その後、①宿泊人数に応じて適切な介護を提供できる職員の配置②事故や急病、災害時における避難誘導

などに対応できる体制の整備③男女別室とプライバシーの確保④やむを得ない場合を除き身体拘束^{こうそく}その他利用者の行動を制限しない——など、利用者の安全や人権を守る10項目の注意事項を取りまとめ、事業者に配慮するよう要請した。